

## ○ 景観計画改定の概要

---

### 1. 重点景観計画区域見直しの基本方針

従来 of 景観計画における重点景観計画区域および文化的景観保存計画における重要文化的景観の選定範囲は、十分な検討をもとに区域を設定したものであることから、原則として次の基本方針に従って区域の見直しを行いました。

#### 区域見直しの基本方針

- ①従来 of 重点景観計画区域に含まれている地区は重点景観計画区域のままとする。
- ②重要文化的景観の選定範囲に含まれる地区は重点景観計画区域に設定する。
- ③従来 of 重点景観計画区域と重要文化的景観の選定範囲が近接している箇所については、その周辺部も含めて区域の見直し検討を行う。

基本方針をもとに重点景観計画区域について、地区別に検討を行い、区域の再設定を行いました。

### 2. 笛吹・柳地区（景観計画書改訂版 35～47 ページ）

従来 of 重点景観計画区域の笛吹地区、柳地区、姫の松原地区及び重要文化的景観の選定範囲の笛吹地区は区域が近接し、一部重なっている箇所もあることから、重点景観計画区域としては一つの区域「笛吹・柳地区」として設定しました。ただし、区域内で景観の形成過程が異なる箇所があることから、次の 5 つの地区に分けて、景観形成の考え方を整理しました。

- (1) 笛吹（浦）地区
- (2) 笛吹（在）地区
- (3) 大浦地区
- (4) 柳地区
- (5) 姫の松原地区

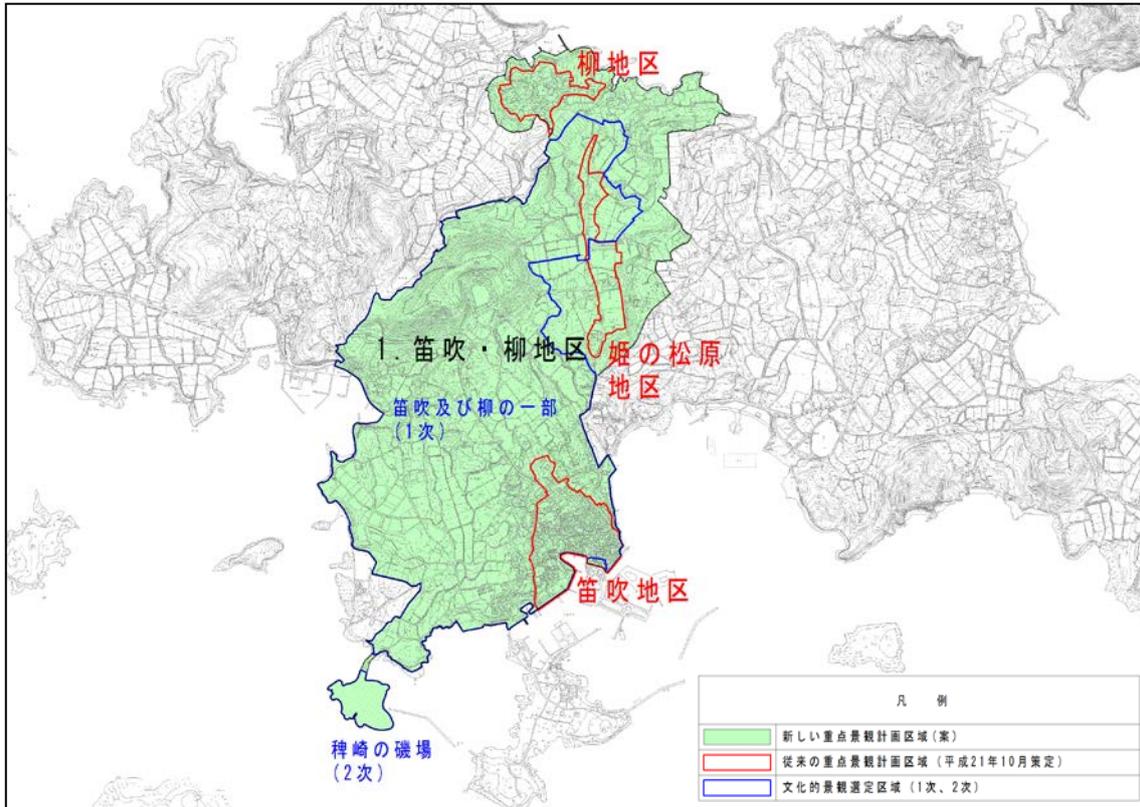


図1 笛吹・柳地区の重点景観計画区域の新旧対照図

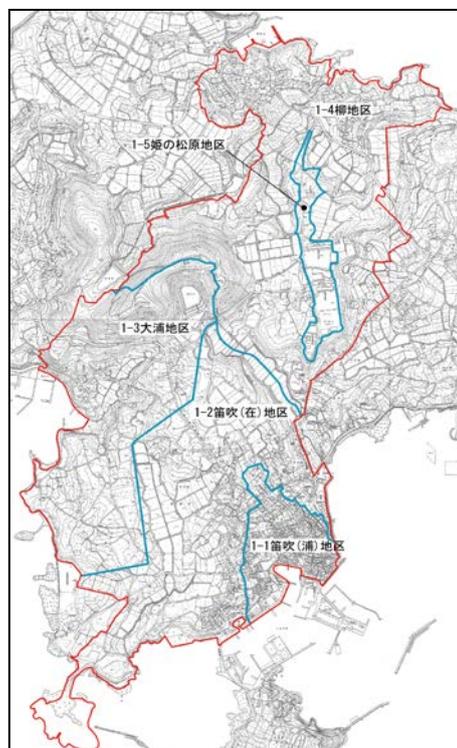


図2 笛吹・柳地区の重点景観計画区域の地区区分図

(1) 笛吹（浦）地区（景観計画書改訂版 36～39-1 ページ）

笛吹（浦）地区は、〈従来の重点景観計画区域の笛吹地区〉の区域と同じ区域としたことから、記載内容については、「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行った以外は、〈従来の重点景観計画区域の笛吹地区〉の内容のままとしました。

変更前	変更後
〈従来の重点景観計画区域の笛吹地区〉 (5) 屋外広告物の景観形成方針 ・ 広告物は、自家用とし、過度な大きさにならないように配慮する。また、自然素材の活用を努める。 ・ 広告物の色彩は、別途定める推奨色の範囲とする。 ・ のぼり旗、電柱広告の掲出はしないように配慮する。 ・ 適切な維持管理に努めること。	笛吹（浦）地区 (5) 屋外広告物の景観形成方針 ○ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。

(2) 笛吹（在）地区（景観計画書改訂版 39-2～39-6 ページ）

笛吹（在）地区は、新たに追加した地区であり、文化的景観保存計画の記載内容をもとに景観形成の考え方についてまとめました。

(3) 大浦地区（景観計画書改訂版 39-7～39-11 ページ）

大浦地区は、新たに追加した地区であり、文化的景観保存計画の記載内容をもとに景観形成の考え方についてまとめました。

(4) 柳地区（景観計画書改訂版 40～44 ページ）

柳地区は、〈従来の重点景観計画区域の柳地区〉の区域に、柳集落の耕作対象である南側の田畑を中心とした区域を追加した地区であることから、記載内容については、「(3) 景観形成の基本的な考え方」及び「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行いました。

変更前	変更後
<p>〈従来の重点景観計画区域の柳地区〉</p> <p>(3) 景観形成の基本的な考え方 田園の緑に溶け込む、暮らしの文化を伝える“在”集落景観の保全</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、自家用とし、過度な大きさにならないように配慮する。</li> <li>・ 広告物の色彩は、周辺との調和に配慮する。</li> <li>・ のぼり旗、電柱広告の掲出はしないように配慮する。</li> <li>・ 適切な維持管理に努めること。</li> </ul>	<p>柳地区</p> <p>(3) 景観形成の基本的な考え方 暮らしの文化を伝える集落景観や周りの田畑の田園景観などの“在”を構成する景観の保全</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <p>○ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。</p>

(5) 姫の松原地区（景観計画書改訂版 45～47 ページ）

姫の松原地区は、〈従来の重点景観計画区域の姫の松原地区〉の区域と同じ区域としたことから、記載内容については、「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行った以外は、〈従来の重点景観計画区域の姫の松原地区〉の内容のままとしました。

変更前	変更後
<p>〈従来の重点景観計画区域の姫の松原地区〉</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、自家用とし、過度な大きさにならないように配慮する。</li> <li>・ 広告物の色彩は、周辺との調和に配慮する。</li> <li>・ 適切な維持管理に努めること。</li> </ul>	<p>姫の松原地区</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <p>○ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。</p>

### 3. 前方地区（景観計画書改訂版 48～52 ページ）

前方地区は、近接する重要文化的景観の選定範囲がないことから、従来の区域のままとしました。



図3 前方地区の重点景観計画区域の新旧対照図

また、記載内容については、「(1) 地区の概況」及び「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行いました。

変更前	変更後
<p>(1) 地区の概況</p> <p>前方地区は、小値賀島の北東部にある集落です。集落は、北に愛宕山を背負い、東は前方湾に面し、西側と南側には田畑が広がります。集落は、前方湾をはさんで正面に野崎島を見すえ、古墳時代や延喜式に遡る史跡が点在します。</p> <p>建物は昭和に入ってから建てられたものが多くを占めますが、田畑の中に木造瓦葺きが点在する景観は良好です。いくつかは明治時代以前まで遡る建物もあり、中でも前方港に近接して屋敷を構える藤松家住宅は、江戸時代末期の建造といわれます。捕鯨や酒造業で財を成した家として、規模も屋敷構成も抜きん出ています。主屋は木造2階建てで、大きな切妻造り瓦葺きの屋根を見せ、妻面側を入口としています。この主屋を中心に、門、石塀、庭園、波止場が良好な状態で残っています。</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、自家用とし、過度な大きさにならないように配慮する。</li> <li>・ 広告物の色彩は、周辺との調和に配慮する。</li> <li>・ のぼり旗、電柱広告の掲出はしないように配慮する。</li> <li>・ 適切な維持管理に努めること。</li> </ul>	<p>(1) 地区の概況</p> <p>前方地区は、小値賀島の北東部にある集落です。集落は、北に愛宕山を背負い、東は前方湾に面し、西側と南側には田畑が広がります。集落内には、古墳時代や古代に遡る史跡が点在します。また、地区の南部に地ノ神島神社があり、前方湾をはさんで正面に野崎島を見すえる良好な眺望があります。</p> <p>建物は昭和に入ってから建てられたものが多くを占めますが、田畑の中に木造瓦葺きが点在する景観は良好です。いくつかは明治時代以前まで遡る建物もあり、中でも前方港に近接して屋敷を構える旧藤松家住宅は、江戸時代末期の建造といわれます。捕鯨や酒造業で財を成した家として、規模も屋敷構成も抜きん出ています。母屋は木造2階建てで、大きな切妻造り瓦葺きの屋根を見せ、妻面側を入口としています。この母屋を中心に、門、石塀、庭園、波止場が良好な状態で残っています。</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <p>○ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。</p>

#### 4. 新田地区（景観計画書改訂版 53～55 ページ）

新田地区は、次の3つの条件をもとに従来の区域の一部を変更しました。

- ①重要文化的景観の選定範囲と重なるところがない。
- ②長崎県の遺跡に関する情報データベースに掲載されている「建武新田」「膳所城址」の遺跡範囲とは一部異なる箇所がある。  
→県の情報データベースに合わせる
- ③地区南部に残土置き場がある。→残土置き場を除外

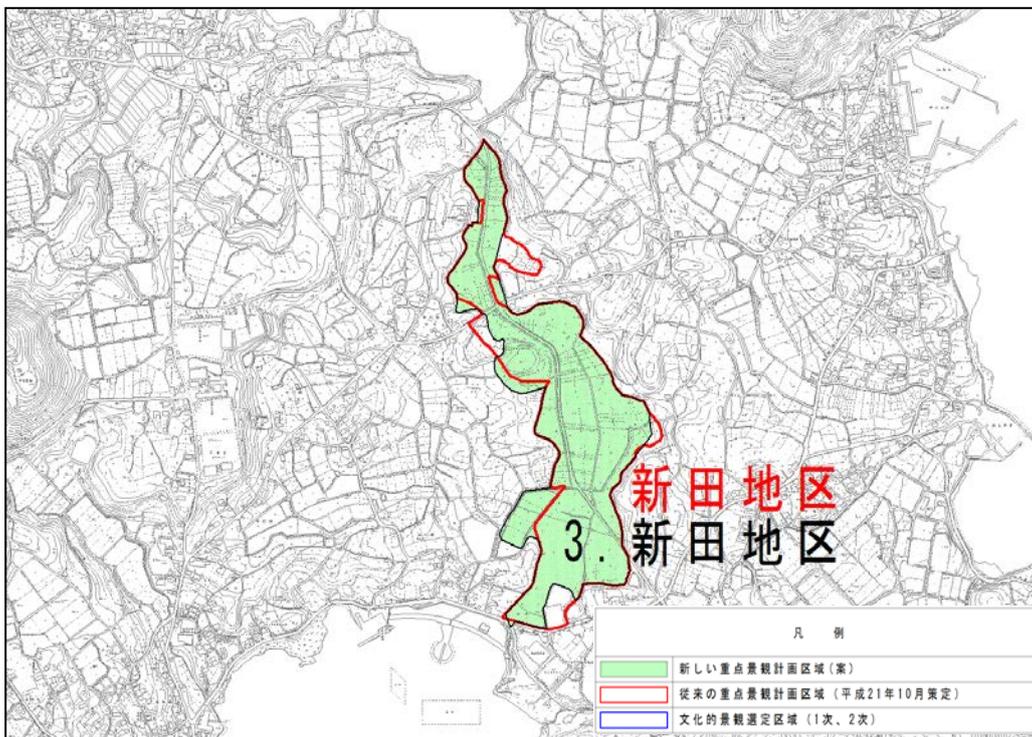


図4 新田地区の重点景観計画区域の新旧対照図

また、記載内容については、「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行いました。

変更前		変更後
<p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、自家用とし、過度な大きさにならないように配慮する。</li> <li>・ 広告物の色彩は、周辺との調和に配慮する。</li> <li>・ のぼり旗、電柱広告の掲出はしないように配慮する。</li> <li>・ 適切な維持管理に努めること。</li> </ul>		<p>(5) 屋外広告物の景観形成方針</p> <p>○ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。</p>

## 5. 野崎地区（景観計画書改訂版 56～58 ページ）

野崎地区は、従来の重点景観計画区域と重要文化的景観の選定範囲が下表のように異なっています。そこで(1)～(3)それぞれについて、重点景観計画区域に含めるか検討を行いました。

対象箇所	従来の重点景観計画区域	重要文化的景観の選定範囲
(1)野崎島	○	○
(2)野崎島西方の海域	○	×
(3)ケムタ瀬	×	○

### (1)野崎島

野崎島は全域が両方の区域に含まれるため、重点景観計画区域のままとします。

### (2)野崎島西方の海域

従来の景観計画では、小値賀島と野崎島間の海域を重点景観計画区域に指定しています。小値賀島の地ノ神島神社と対岸の野崎島の沖ノ神島神社には密接な繋がりがあり、両者を結ぶ眺望を保全するための指定でした。しかし、海域における景観区域の指定範囲の考え方が汀線から1kmで、この海域のほとんどをカバーします。また、海上風力発電の社会的動向を鑑み、工作物をこの海域に設置させないように配慮していましたが、この海域が佐世保からの航路になっており、工作物は設置されないと考えられます。以上から、この海域に関しては、重点景観計画区域から外すこととします。

### (3)ケムタ瀬

ケムタ瀬は、重要文化的景観の選定範囲のみに含まれる箇所ですが、区域見直しの基本方針に沿って、重点景観計画区域に追加します。

以上のことから、野崎島及びケムタ瀬を新しい重点景観計画区域としました。

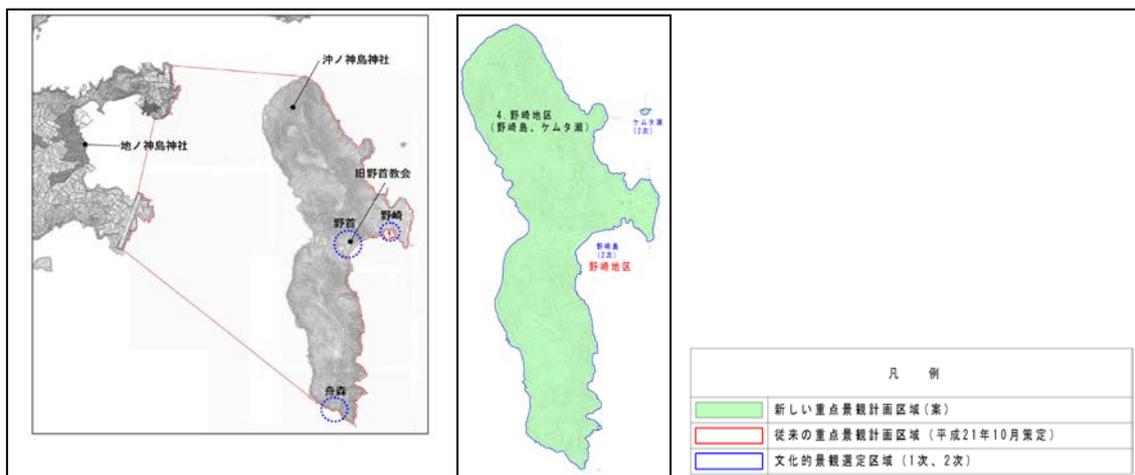


図5 野崎地区の重点景観計画区域の新旧対照図

記載内容については、「(1) 地区の概況」～「(5) 屋外広告物の景観形成方針」について下記のような変更を行いました。また、海域に関する記述については、景観区域の指定範囲の海域（小値賀諸島の汀線から 1km）全域においていることであることから、景観計画書改訂版の「第Ⅱ章 2. 地域区分毎の方針 (1) 自然地域③」（24 ページ）に記載することとしました。

変更前	変更後
<p>(1) 地区の概況</p> <p>野崎地区は、沖ノ神島神社と関係が深い神道集落の野崎集落、キリシタン集落の野首集落を含む地区です。地区内には旧野首教会があり、野崎島でのキリシタン集落形成とキリシタンの歴史文化を伝える資源となっています。</p> <p>地区内には段々畑の跡もあり、当時の生活や文化を伝える文化的景観を残しています。</p> <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野崎島の斜面緑地の保全・継承</li> <li>○海域に面する海岸線の保全</li> <li>○良好な眺望景観を阻害しない、海面の保全</li> <li>○旧野首教会周辺の自然・田園景観の保全</li> <li>○地区内の景観の一体感を創出する、段々畑の石垣の保全</li> </ul>	<p>(1) 地区の概況</p> <p>野崎地区は、沖ノ神島神社と関係が深い神道系集落の野崎集落跡、キリシタン集落の野首集落跡、舟森集落跡を含む地区です。地区内には旧野首教会、旧瀬戸脇教会跡があり、野崎島でのキリシタン集落形成とキリシタンの歴史文化を伝える資源となっています。</p> <p>地区内には段々畑の跡もあり、当時の生活や文化を伝える文化的景観を残しています。</p> <p>野崎島北部の東方海上にあるケムタ瀬は、小値賀単成火山群の最東端に位置し、59 万年前の火山活動で形成された噴積丘が海蝕で周囲を削られて溶岩火道のみが残ったものです。</p> <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野崎島の斜面緑地の保全・継承</li> <li>○海域に面する野崎島の海岸線及びケムタ瀬の保全</li> <li>○沖ノ神島神社や旧野首教会など現存する重要な建築物の保全</li> <li>○旧野首教会周辺の自然・田園景観の保全</li> <li>○地区内の景観の一体感を創出する、段々畑の石垣の保全</li> </ul> <p>※景観計画書改訂版 24 ページに記載</p> <p>③良好な眺望景観を阻害しない海面の保全 小値賀には島の周辺海域を含む一体的で良好な眺望景観があることから、それを阻害するような海面の利用についても規制誘導します。</p>

変更前	変更後
<p>(3) 景観形成の基本的な考え方          神島神社や薪山等の暮らしに密接したつながりを印象付ける、海と島の緑で構成される文化的景観の保全          旧野首教会を中心に、神道集落とキリシタン集落が共存した集落景観の名残を感じさせる自然・田園によって構成される文化的景観の保全</p> <p>(4) 景観形成の方針          ○斜面緑地、海岸線の保存。          ○良好な景観を阻害しないよう、屋外広告物の掲出を規制する。          ○良好な眺望景観を阻害する、海面の利用を避ける。          ○石垣等の外構も周囲との連続性に配慮する。          ○旧野首教会は、景観重要な建築物として保全・活用を図る。          ○良好な景観を阻害しないよう、屋外広告物の掲出を規制する。</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針          ・自然公園法の基準を適用          ・地区内の自然公園区域以外では、広告物の掲出を制限する。</p>	<p>(3) 景観形成の基本的な考え方          沖ノ神島神社及びそれと関係が深い神道系集落と、旧野首教会や旧瀬戸脇教会跡を中心としたキリシタン集落が共存した集落景観の名残を感じさせる自然・田園によって構成される文化的景観の保全</p> <p>(4) 景観形成の方針          ○野崎島の斜面緑地、海岸線及びケムタ瀬の保全に努める。          ○沖ノ神島神社は、景観上重要な建築物として保全・活用を図る。          ○旧野首教会は、景観上重要な建築物として保全・活用を図る。          ○段々畑の石垣などの良好な景観の保全に努める。</p> <p>(5) 屋外広告物の景観形成方針          ○広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、自家用広告物等「小値賀町屋外広告物条例」第7条第2項に掲げられている広告物は除く。          ○自然公園法の基準を適用する（自然公園区域内）。</p>

## 6. 大島地区、唐見崎地区、長崎鼻地区 (景観計画書改訂版 58-1～58-11 ページ)

大島地区、唐見崎地区、長崎鼻地区は、重要文化的景観の選定範囲のみの区域であることから、重要文化的景観の選定範囲を重点景観計画区域として追加することとし、文化的景観保存計画の記載内容をもとに景観形成の考え方についてまとめました。

なお、宇々島については、大島の隣に位置し、文化的にも大島との結びつきが強く、景観計画を考える上で切り離せない関係であることから、大島地区に含めることとしました。

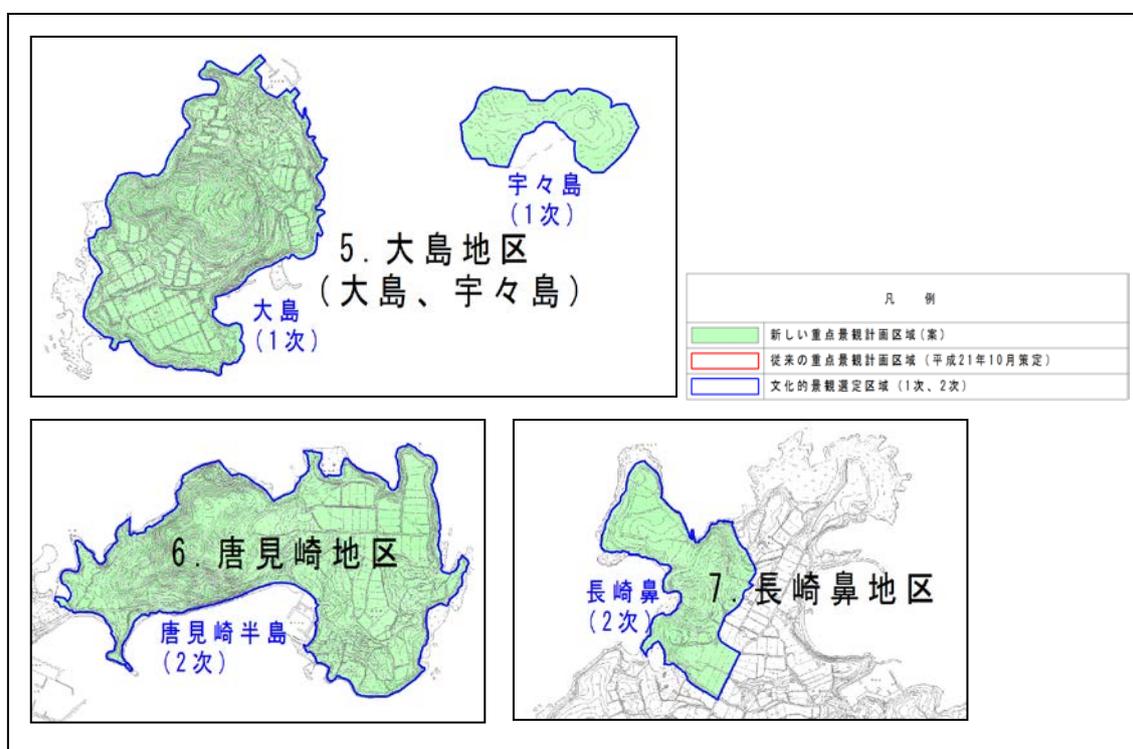


図6 大島地区、唐見崎地区、長崎鼻地区の重点景観計画区域の新旧対照図